



贈収賄・汚職防止方針

グローバル版

バージョン 2.0

OneJM 方針委員会承認

2019年7月24日

目次

| | | |
|-------------|---|-----------|
| 1 | 目的 | 3 |
| 2 | 適用性/範囲 | 3 |
| 3 | 本方針について | 4 |
| | A. 贈収賄防止に関する一般禁止事項 | 4 |
| | B. 政府関係者への贈収賄防止に関する禁止事項 | 4 |
| | C. ファシリテーション・ペイメントについて | 4 |
| | D. 贈答品、接待、慈善寄付に関する方針遵守要件 | 4 |
| | E. 政治献金に関する禁止事項 | 5 |
| | F. 第三者仲介業者（TPI）利用時及び支払い時の要件 | 5 |
| | G. 違反や「レッドフラグ（危険信号）」や疑義を認めた場合の報告要件 | 5 |
| 4 | 例外 | 5 |
| 5 | 対応責任と実行責任 | 5 |
| 6 | 重要な管理規定 | 7 |
| 7 | 違反の結果 | 8 |
| 8 | 参考資料 | 8 |
| 9 | 方針オーナー | 9 |
| 10 | 文書管理規定 | 9 |
| 11 | 定義 | 9 |
| 附則 1 | 「レッドフラグ（危険信号）」 | 12 |



1 目的

Johnson Matthey (ジョンソン・マッセイ。以下「JM」、「我々の」、「我々」、「当社」)による贈収賄・汚職防止(ABC)方針では、当社の**贈収賄・汚職に対する不寛容アプローチを定める**。本方針は、JMの贈答品、接待、慈善寄付(GH&C)に関する方針グローバル版と併読するものとする。

当社とその従業員、さらに当社との取引を行う第三者は、我が社が業務を展開する各国における複数の贈収賄・汚職防止法(ABC法)への遵守が求められる。これには国外への法適用が可能な英国のBribery Act 2010(UKBA)や、米国の海外汚職防止法(FCPA)などが含まれるがこの限りではない。ABC法への違反は世界中の法執行機関で非常に深刻な問題として扱われ、JMやその関係者に対する重大な刑事罰、民事罰、その他規制による罰則を引き起こす結果となる可能性がある。刑事罰には多大な罰金や懲役が含まれることもある。

贈収賄あるいは汚職へのJMによる関与、または関与の疑いをかけられることは当社の評価に甚大な損害を及ぼし、我々が従業員、顧客、コミュニティと築き上げた信用を傷つけることにもなりかねない。

当社がビジネスを営むこと自体が、贈収賄・汚職のリスクにさらされていることを意味し、これらのリスクを緩和する必要がある。当社は世界中の国々でビジネスを展開しており、その中には贈収賄・汚職という観点から見た場合に高リスクとなる国や業界も含まれている。国営企業との取引を行う場合などを含め、政府関係者との交流ではそのリスクがさらに高くなる。加えて、第三者仲介業者(TPI)に当社の代理を依頼した場合、我々がその行動や不正行為を認識していたかどうかにかかわらず、彼らの行動や潜在的な不正行為によって当社の責任が問われる可能性も存在する。

本方針、適用される(地域のABC法を含む)すべての法律、所属するセクターやグループ部門において課せられる必須要件などを遵守すること。本方針、所属するセクターあるいはグループ部門の方針、地域の法律との間に要件の齟齬が生じた場合は、最も厳しい要件を遵守するものとする。

この方針を読む際は、セクション 11 で定められている定義を参照のこと。

Johnson Matthey Plcの取締役会およびJMグループ管理委員会(GMC)は、本方針を全面的に支持し、本方針を遵守する従業員を全面的にサポートする。

2 適用性/範囲

本方針の適用範囲

この方針では、贈収賄・汚職への関与を回避するために従うべき原則や要件を定めている。

贈収賄とは金銭やその他価値を有する賄賂と思しき物品の申し出、提供、要求、受領によって、不正行為への誘導やその対価としたり、ある人物に役職による影響力を行使させることである。贈収賄リスクの判定基準として、「**不正行為**」とは通常ある人物が、違法な、非倫理的な、悪意のある、またはその職権を乱用する形でその職務や活動を実施(あるいは意図的に実施しない)することである。贈収賄は「キックバック」と呼ばれることもある。「**その他価値を有するもの**」には以下のものが含まれるがこれに限定されるものではない:

- 贈答品(ギフトカードやバウチャー等金銭的価値を有するものを含む)
- 好意的な商業協定(例えば一方に有利な契約条件等)
- 食事、ホテルの宿泊、スポーツイベントや文化イベントのチケットや招待などの接待
- その他助成的な出費(旅費や滞在費等)
- 相手の利益になるような好意(直接的に関与している団体や関連団体への雇用、就業体験、インターンシップの申し出等)
- 会社のサービス、施設、所有物の無料利用
- 政治献金
- 慈善寄付

汚職とは、公的機関やその権力を個人的な利益のために不正利用する、あるいは個人的な権力をビジネスのために不正利用することを指す。詐欺、強請、賄賂、ファシリテーション・ペイメント等、汚職は様々な形態をとることがある。

ファシリテーション・ペイメントとは、公的機関による政府の義務的業務やプロセスを推進あるいは促進させるための非公式な支払い・贈答品のことであり、「グリス・ペイメント」などと呼ばれることもある。政府の業務やプロセスにはライセンスや許可の発行、検査や荷役の日程調整などが含まれるがこれに限定されるものではない。

本方針が適用される人物

この方針は特段の指定がない限り、正規雇用や非正規雇用にかかわらず、当社のグループビジネスに従事し、世界各国で就業するすべての従業者、請負業者、臨時スタッフ（従業員）に適用される。

当社の代理として活動する、あるいは JM にサービスを提供するすべての個人、個人のグループ、企業は、当社の従業員、代理人、販売代理店、小売業者、物流業者、政府との仲介業者（TPI）として同等の倫理基準を掲げるものとする。

3 本方針について

この方針では、**贈収賄・汚職に対する不寛容アプローチを定める**。業務のいかなる時点においても、下記に定められた規則に準拠するものとする。

本方針は、贈収賄・汚職リスクのありとあらゆる可能性に対する詳細なガイダンスを提示するものではない。贈収賄・汚職リスクへの警戒、ラインマネージャーに対するこれらのリスクの報告、また、必要に応じて法務チームやグループ倫理・コンプライアンス(GE&C)に助言を求めることは、**従業者の義務**とする。

A. 贈収賄防止に関する一般禁止事項

賄賂の申し出、提供、要求、受領は行ってはならないものとする。これは直接的あるいは（第三者仲介業者（TPI）を介在した）間接的なものであっても、**いかなる企業や個人からのものであっても同様とする**。

B. 政府関係者への贈収賄防止に関する禁止事項

贈収賄はあらゆる状況において厳しく禁止されているが、**政府関係者**との交流においては贈収賄リスクがさらに増加する。政府関係者には下記が含まれるがこれに限定されるものではない：

- 国家や地方自治体（立法、行政機関等）、規制当局、為替や上場を管理する公的機関等で役職に就く個人（選出、任命は問わない）；
- 国家や地方自治体の支署や官公庁の代理として公的な機能行使する個人；
- 国営企業（SOE）の役員、従業員、あるいはその代表者；
- 公共国際組織、あるいは非政府組織（NGO）の役員、従業員、あるいはその代表者；
- 司法を行使する職権を持つ個人；さらに
- 政治家、立候補者、あるいは政党の雇用者。

C. ファシリテーション・ペイメントについて

ファシリテーション・ペイメントはいかなる形であっても行わないものとする。これは直接的あるいは（他者や他の企業を介在した）間接的なものであっても、この行為が特定の国においてビジネス上の慣習となっている場合であっても同様とする。公的機関の役人からファシリテーション・ペイメントを要求された場合は、本方針に従って報告を行うこと。

D. 贈答品、接待、慈善寄付に関する方針遵守要件

あらゆる **贈答品、接待** あるいは **慈善寄付** を提供・受領する場合でも、本方針及び JM の GH&C 方針（その他適用される現地の補則方針）に従うこと。

E. 政治献金に関する禁止事項

書面による限定的な承認を事前に GMC から受けていない限り、JM の資金を政治献金に利用することはできないものとする。政治献金とは、選挙立候補者や政党、あるいは政党/政治活動委員会への献金が含まれるがこれに限定されるものではない。行おうとする寄付や献金が、政治献金に該当するかどうか定かでない場合は、法務チームか GE&C に相談すること。

F. 第三者仲介業者（TPI）利用時及び支払い時の要件

JM の代理として業務に従事したり、サービスを提供したりする目的で第三者仲介業者（TPI）に業務委託を行う場合は、常にこの第三者仲介業者（TPI）の贈収賄・汚職リスクを評価・判定し、これらのリスクに関する情報をラインマネージャーに提供すること。仮にこの第三者仲介業者（TPI）が、JM の第三者仲介業者（TPI）手順実行方針（2017）または第三者仲介業者リスクレビュー（2014）の対象に該当する場合は、適用される手順の要件を実行すること。

G. 違反や「レッドフラグ（危険信号）」や疑義を認めた場合の報告要件

i. 本方針への違反行為やその疑いがある場合は報告を行うこと。

観察によって、本方針への違反行為やその他 JM に贈収賄・汚職をもたらす懸念がある疑わしき行為に気づいた際は、法務チーム、GE&C、あるいは Speak Up プロセスを通じて JM に知らせるものとする。

贈収賄・汚職の「レッドフラグ（危険信号）」は附則 1 に例示列挙する。

ii. 第三者が関与する贈収賄・汚職の「レッドフラグ（危険信号）」は報告を行うこと。

第三者との業務提携（業務提携見込み）などにおいて「レッドフラグ（危険信号）」が見られた場合は、すぐに法務チームへ報告するものとする。贈収賄・汚職の懸念によって、第三者との連携解消（または連携継続）の判断が下された場合は、この決定が JM グループの登録/ウォッチリストに記録されるよう、法務チームは GE&C に通達を行うものとする。

4 例外

危害に直面した場合の支払い

支払いが行われない場合に従業員や他の従業員が、生命の危険、拘束、負傷といった危害に直面している場合において、本方針に違反するような支払いが例外的に行われるケースがある。本方針の例外に該当する何らかの行動（支払いなどを実施する場合も含めて）を起こす前に法務チームや GE&C に通知することができない場合は、事後速やかに（ラインマネージャーと共に）報告を行い、本方針に従ってあらゆる契約内容を書面化し、会計、帳簿、記録などに関連する支払いが正確に記録されるよう手配すること。

本方針には、これ以外の例外は存在しない。

5 対応責任と実行責任

対応責任

最高責任者は、本方針のに関するすべての対応責任を負う。

グループ管理委員会（GMC）の各メンバーは、統括するセクターやグループ部門に関わる ABC コンプライアンスの遵守を実践する能力が求められ、その実現に伴う対応責任を負う。これには以下の実現義務が伴う：

- セクター/グループ部門に十分なリソースと人員が供給され、本方針への準拠を実現するために必要となる適切なシステムの設置や報告要件の制定が行われていること。
- セクター/グループ部門では、財務に関する正確で完全な記録が保持されていること；
- セクター/グループ部門に従事する従業員は、指定された ABC トレーニングが与えられ、これを修了していること；
- ABC リスクを抑制するためのデューデリジェンス（調査）や部門統制が、セクター/グループ部門に従事する担当従業員によって理解・適用されていること；

- セクター/グループ部門による JM のシステムやプロセスの定期的なテストを実行し、コンプライアンスを評価すること。

GMC の各メンバーは、本方針に対するセクター/グループ部門の対応責任を果たし、その実行責任を遂行するために、代表者を選任することができる。

実行責任

全従業員 (一次防衛ライン)

- 本方針とマニュアルを熟読し、必要な場合は、関連する ABC トレーニングを修了すること。
- 本方針に従って ABC に対する懸念や疑問を提起すること。

全担当従業員 (一次防衛ライン)

- 本方針の原則や必要要件を満たした上で第三者との関係を構築すること。
- 本方針に従って贈収賄・汚職への懸念を提起すること。
- セクター/グループ部門特有の手順、地域ごとの補則方針、その他地域ごとの法律要件といった、本方針の制定にかかわる方針も遵守すること。

各セクター/関連グループ部門 (二次防衛ライン)

- セクター/グループ部門で従事する全担当従業員の身元を明らかにすること。
- セクター/グループ部門内に本方針を浸透させ、セクター/グループ部門の全担当従業員が指定された ABC トレーニングを修了し、現在のトレーニング記録を少なくとも 5 年間保持すること。
- JM による贈収賄・汚職への関与を防ぐために、適切なデューデリジェンス (調査) および財務管理を作成/実施すること。
- 第三者仲介業者 (TPI) への支払いを管理する適切な社内管理体制を維持すること。
- 帳簿、記録、口座を正確に維持すること。
- 贈収賄・汚職によって拒否された第三者を GE&C に報告すること。

各セクター/部門 法律顧問

- 本方針の適用性と要件についてのアドバイスを提供すること。
- 本方針の適用に伴い生じる懸念や疑問を、必要に応じて GE&C にエスカレーションすること。
- セクター/部門内で連携をとり、ウェビナー形式または対面形式で提供されるすべての ABC トレーニングを担当従業員に受講させること。
- 必要に応じて、担当従業員が本方針の要件や ABC に対する知見を得られるようにトレーニングを提供すること。
- ウェビナー形式または対面形式で提供されるすべての GH&C トレーニングの記録を少なくとも 5 年間保持すること。

セクター/部門の各法律顧問は、本方針の実行責任を遂行するために、代表者を選任することができる。

倫理およびコンプライアンスのグループ代表 (二次防衛ライン)

- 本方針と適用される ABC 法に基づいて、JM とその担当従業員に伝達し忠言すること。
- 本方針ならびに適用される ABC 法へのコンプライアンスを監視すること。

- ABC トレーニング用資料の作成や保守を行い、担当従業員がトレーニングを利用できる状態にすること。
- 提供されるすべての ABC オンライントレーニングの記録を少なくとも 5 年間保持すること。
- JM の ABC コンプライアンスプログラムを実現して管理すること。
- 贈収賄・汚職によって拒否された第三者をグループの記録/ウォッチリストとして保管すること。
- 法務リスク委員会が承認した、ハイリスク第三者仲介業者（TPI）のグループ登録を保持すること。
- JM が潜在的に関与するような贈収賄・汚職の調査に関連する全権限の内部連絡窓口として行動すること。

倫理およびコンプライアンスのグループ代表は、本方針の実行責任を遂行するために、代表者を選任することができる。

JM 企業保証およびリスク (三次防衛ライン)

- 一次・二次防衛ラインに付設したプロセスと管理規定の設計と有効性を監視し、グループ管理規定委員会（GMC）と JM Plc 役員会に保証を提供する。

6 重要な管理規定

| 主なリスク | 重要な管理規定 |
|--|---|
| <p>支払いまたはその他の価値ある物品を顧客、潜在顧客、および政府関係者に提供することで、当方に有利となる意思決定や影響力の行使を企む行為。</p> | <p>トレーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> • すべての担当従業員は、特定の状況における ABC リスクに対処し、本方針および GH&C 方針の原則を網羅する、定期的な対面/ウェビナー トレーニングと並行して、オンラインの ABC 啓蒙トレーニングを毎年受ける必要がある。 • 各セクター/グループ部門は正確なトレーニング記録を保持すること。 <p>エスカレーション手順</p> <p>従業員が、ある時点で贈収賄・汚職の「レッドフラグ（危険信号）」を認めた場合、セクター/グループ部門には、文書化されたエスカレーション手順が確立されている。</p> <p>贈答品、接待、慈善的寄付 (GH&C) に関する方針</p> <p>GH&C 方針には、贈答品、接待、慈善的寄付の提供、約束、受領に関する特定の承認および記録要件が含まれている。</p> |
| <p>第三者仲介業者（TPI）が政府関係者やその他の潜在顧客に支払いを提供し、JM のためのビジネスを獲得するための意思決定に影響を及ぼそうとしている。</p> | <p>デューデリジエンス</p> <p>第三者仲介業者（TPI）は、Johnson Matthey Group – Engaging High-Risk Third Party Intermediaries Procedure (ジョンソン・マッセイ グループ- 第三者仲介業者（TPI）手順実行方針) (2017) 及び、該当する場合は 2014 年の第三者仲介業者リスクレビューに従って、適切な審査、デューデリジエンス（調査）チェック、継続的な監視の対象となる必要がある。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>贈収賄・汚職の懸念によって拒否された第三者仲介業者（TPI）が、以前拒否された事実を知らずに再度 JM とのビジネスに従事する。</p> | <p>ウォッチリストの保管</p> <p>法務チームのメンバーは、贈収賄・汚職の懸念によって拒否された第三者仲介業者（TPI）を GE&C に通告する必要がある。これによって、第三者仲介業者（TPI）が関与する前に参照可能となるグループ登録/ウォッチリストへの追加が可能となる。</p> |
| <p>JM の資金が贈収賄・汚職に関連した理由で利用される。</p> | <p>JM の最小財務管理規定への遵守</p> <p>財務職務は最小の財務管理規定の基準を実現しなければならず、また財務職務の関連従業員は、JM の最小財務管理規定で定められた財務管理規定を遵守しなければならない。</p> |

7 違反の結果

違反の結果

本方針を遵守しない場合は、懲戒処分の対象となり、解雇にいたる結果となりえる。深刻な場合は、贈収賄・汚職によって刑罰を受け、その従業員および/あるいは JM に対して法執行機関が行動する結果となりえる。

注意喚起

本方針の実際の違反、あるいはそのような申し立てや疑いの懸念は、Johnson Matthey Group Speak Up Policy (ジョンソン・マッセイグループスピークアップ方針) で記述されているように、以下のチャネルのいずれかを通じて喚起する：

- ラインマネージャーまたは人事マネージャー；
- グループ法務、あるいは倫理・コンプライアンスグループ担当のメンバー；
- スピークアップ・ライン（Speak Up Line）；
- 匿名の電子メール。

懸念を提起したことや調査を支援したことに対する報復や制裁、不利益な扱いを受けたとされる訴えについては、我々は深刻に受け止めます。内部告発をし適切な行動を取った人物を保護するため、必要があれば報復には懲戒処分に対応します。

調査

本方針違反に関連する懸念はどのようなものであっても、グループ倫理およびコンプライアンス代表によって調査され、法律顧問及び総務部長に報告される。

8 参考資料

倫理規範: Doing the Right Thing（正しいことをする）

利益相反

Engaging High-Risk Third Party Intermediaries Procedure (第三者仲介業者（TPI）手順実行方針) (2017)

金融犯罪対策方針

贈答品、接待、慈善寄付に関する方針

第三者仲介業者（TPI）リスクレビュー (2014)

9 方針オーナー

本方針は法律顧問及び総務部長の管理下とする。

10 文書管理規定

文書管理規定

| | |
|--------------|------------------------------|
| バージョンナンバー | 2.0 |
| 参照文献 | 該当せず |
| 承認組織 | OneJM 方針委員会 |
| 施行日 | 2020年2月20日 |
| 有効期限 (重要な場合) | 該当せず |
| 方針立案 | Rebekah Coleman (レベッカ・コールマン) |
| 分類 | 内部 |

改定履歴

| バージョンナンバー | 発行日 | 変更概要 |
|-----------|-----|------|
| | | |

11 定義

| | |
|------------|--|
| 贈収賄 | <p>不正行為の誘導やその報酬のために、金銭やその他価値を有する物品の授受を行うこと。「その他価値を有するもの」には以下のものが含まれるがこれに限定されるものではない:</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈答品 (ギフトカード等金銭的価値を有するものを含む) 好意的な商業協定 食事、ホテルの宿泊、スポーツイベントや文化イベントのチケットや招待などの接待 その他助成的な出費 (旅費や滞在費等) 相手の利益になるような好意 (直接的に関与している団体や関連団体への雇用の申し出等) 会社のサービス、施設、所有物の無料利用 政治献金 慈善寄付 |
| 慈善寄付 | <p>対価としての金銭やサービスの見返りを期待することなく、金銭的または非金銭的による贈答品といった形で、自発的な慈善寄付や非営利目的の支援を提供すること。</p> |
| 汚職 | <p>公的機関やその権力を個人的な利益のために不正利用する、あるいは個人的な権力をビジネスのために不正利用することを指す。詐欺、強請、ファシリテーション・ペイメント、あるいは賄賂等、汚職は様々な形態をとることがある。</p> |
| エスカレーション手順 | <p>贈収賄・汚職、あるいは「レッドフラグ (危険信号)」が認められた場合、本方針に定められた通り報告を行う必要がある。疑念や「レッドフラグ (危険信号)」は判定が行われ、適当と思われる場合は調査される。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| ファシリテーション・ペイメント | 政府関係者による政府の必須業務やプロセスを推進あるいは促進させるための非公式な支払い・贈答品のことを指す。政府の業務やプロセスにはライセンスや許可の発行、検査や荷役の日程調整などが含まれるがこれに限定されるものではない。 |
| 贈答品 | あらゆる製品、サービス、現金、金銭的価値を有するもの（小切手、トラベラーズチェック、ギフトカード、バウチャー、融資、株式等）、並びにビジネスにおける優待、謝礼、好意やその他名目上の価値を有するものでありながら受取人が対価を支払わないもの。 |
| GMC | グループ管理委員会。 |
| グループ部門 | 贈収賄・汚職にさらされるリスクが高いグループ部門。以下の部門が含まれるがこれに限定されるものではない：グループの財務、グループの会計、グループの税や財務、グループの調達、グループの法務、グループの人事等。 |
| 接待 | あらゆる食事、飲料、娯楽（スポーツイベントや文化イベントのチケットや招待が含まれるがこれに限定されるものではない）、レクリエーション、旅行、滞在費（ホテルの宿泊費用等）その他名目上の価値を有するものでありながら受取人が対価を支払わないもの。 |
| 不正行為 | 通常ある人物が、違法な、非倫理的な、悪意のある、またはその職権を乱用する形でその職務や活動を実施（あるいは意図的に実施しない）すること。 |
| JM | Johnson Matthey を指す。本方針のセクション 1 に定義される通り。 |
| 法務チーム | 関連するセクター/部門の法務チームにおける法律顧問。 |
| 現地の補則方針 | 当事国で適用される可能性がある、本方針に対する現地の補則。 |
| 基本金融規制 | グループの財務部門が管理する社内金融規制のワークブック。 |
| 政治献金 | 選挙立候補者や政党、あるいは政党/政治活動委員会への献金が含まれるがこれに限定されるものではない。 |
| 政府関係者 | 次のものが含まれる（これらに限定されるものではない）： <ul style="list-style-type: none"> 国家や地方自治体（立法、行政、軍事、司法機関等）で役職に就く個人（選出、任命は問わない）； 国家や地方自治体の支署や官公庁の代理として公的な機能を行行使する個人； 政府所有/国営あるいはこれらが管理する営利企業（SOE）、公的国際組織、非政府組織、あるいは規制当局、証券取引所、上場審査局の役員、従業員、またはその代表者； 政治家、立候補者、あるいは政党の雇用者。 |
| 担当従業員 | 以下に該当・従事する従業員： <ul style="list-style-type: none"> 贈答品/接待の授受を行う； 贈答品/接待の提供や授受の承認に責任を負う； JM の製品/サービスを顧客に販売する責任を負う； JM に製品/サービスを提供するベンダー/サプライヤーの選定に責任を負う； 第三者仲介業者（TPI）デューディリジェンス（調査）に参加または関係している； 第三者仲介業者（TPI）と定期的にコンタクトを取っている； 第三者仲介業者（TPI）に関連した財務情報を取り扱う； |

-
- 上記以外の場合、業務の遂行によって贈収賄・汚職の「レッドフラグ（危険信号）」に遭遇する可能性があるとして指定される人物。

国営企業/SOE

政府所有/国営あるいはこれらが管理する営利企業（SOE という言葉の概念は幅広く、企業の所有権、統制、目的、活動の分析を必要とする）。

第三者

実在の、あるいは潜在的な顧客、商品やサービスのサプライヤー、その他JMと直接的な関係を持つ第三者仲介業者（TPI）やその他の第三者。

第三者仲介業者/TPI

JM が業務委託を行い、JM の代理として行動したり、サービスを提供したりする個人や個人で形成されたグループを指し、代理人、代理店、小売業者、物流プロバイダー、政府仲介業者が含まれるがこれに限定されるものではない。

附則 1

「レットフラグ（危険信号）」

金融犯罪、賄賂や不正、あるいは通商や輸出管理での懸念に関連して遭遇する可能性がある「レットフラグ（危険信号）」の一部を以下にリストする。これらあるいはその他の「レットフラグ（危険信号）」に遭遇した場合は、ラインマネージャーもしくは法務チームに報告しなければならない。

第三者の JM のデューデリジェンス（調査）プロセスへの非コンプライアンス

- 第三者が JM のデューデリジェンス（調査）に回答する上での情報の提供を拒否または躊躇（あるいは不十分な、虚偽の、一貫性のない情報を提供）する。
- 第三者が JM の方針への遵守に異常な懸念を示す。
- 第三者が JM が第三者の事務所や製造工場へ訪問するのを躊躇または拒否する。

第三者の背景

- 第三者に自明な資格や経験、リソースが欠如する、あるいは第三者の事業内容を説明するに困難がある。
- 第三者のオーナーシップの組織構造が異常にあるいは過度に複雑であるように見える。
- 第三者がハイリスクの管轄地に拠点を置いている（贈収賄・汚職の見地からは、ジョンソン・マッセイ グループ- 第三者仲介業者（TPI）手順実行方針（2017）参照。金融犯罪の見地からは、ジョンソン・マッセイ グループ - 金融犯罪方針 - マニュアルのセクション 2 を参照のこと）。
- 第三者またはその住所が、英国や欧州、米国が発行した制限組織リストに載っている組織のひとつである。
- 第三者に、政府や特定政党、その他の公人と「特別な関係」があるという評判がある、あるいは公人によって特別にリクエストされてきた。
- 第三者が個人的なメールのアカウント（例：Gmail や Hotmail）を利用するなどの、異常な疑わしいコミュニケーションを取る。
- 第三者（第三者に属する人物）に疑問の多い背景がある、あるいは刑事犯罪や民事/規制上の違反の可能性を示唆するニュースが報告された。
- 第三者が契約交渉の開始や継続する前に、サービスや贈物や接待を要求したり、異常に寛大な贈物や贅沢な接待を申し出る。

事業関係あるいは取引の性質および構造

- 第三者が事業上意味がなく、第三者が表明した事業戦略と一貫性がない、あるいは第三者にとっては異常であるような取引の開始を希望する。
- 第三者事業関係あるいは取引目的に関して曖昧である。
- 第三者が非開示原則の表明者として行動しているようであるが、合法的な商業理由なしに、該当人物や組織に関する情報の提供を拒否あるいは躊躇する。
- 第三者が、合法的な商業理由なしに、代理店や仲介者、コンサルタント、ディストリビューターやサプライヤの利用をリクエストしたり要求する。
- 第三者が合意項目を書面で記することを拒否する、あるいは請負業者などに文書の遡及化を求める。
- 第三者が、取引が構造化されて、通常の記録保持/報告の要件を避ける。
- 第三者が JM 製品購入に関心を示すが、
 - 製品の性能や特性を知らない、
 - 目的国の技術レベルには適合しない製品を購入する、
 - 製品のエンドユーザーに関して言明を避ける、あるいは
 - 購入製品が国内向けか輸出、再輸出かどうかの言明を避ける。

支払期限

- 第三者が JM に現金で前払いを申し出る。
- 第三者が、現金支払い（あるいはマネーオーダーなどの現金等価物）を求める。
- 第三者が、自身には直接ではなく、JM とは契約関係にない、別の組織を通じての支払いを求める。
- 第三者が、自身が事業拠点あるいは事業展開すると理解される場所とは異なる、国や管轄地、地理的場所、あるいは非課税や税金回避地の管轄地への支払いを求める。
- 第三者が、多数の社内口座に併せ、単一名義または複数名義で複数の口座を有したり、明確な合法理由なしに別の第三者に送金する。
- 第三者の口座、特に以前には取引が少ないあるいはまったくなかった口座に、説明されないあるいは突然の高額送金がある。
- 金銭や資産が第三者（コンサルタントや代理人など）を通じて公人に渡される。

第三者のインボイス作成慣行

- 第三者が、JM がサービスを提供したことがない組織宛にインボイスを作成するように求める。
- 第三者が、JM がインボイスに示したサービス内容を理由なしに変更、あるいは提供したサービスの内容を不明瞭にするように変更することを JM に求める。
- 第三者が、提供したサービスに対しては高額過ぎるコミッションあるいは手数料支払い請求のためのインボイスを JM に提出する。
- 第三者が支払のインボイスや領収書の提供を拒否する、あるいは標準的ではないインボイスや領収書を送付してくる。

第三者のパフォーマンス

- 第三者がそのインボイスに定期的に過払いし、その後、過払い金の返金を求める。
- 物品輸送を支援した乙仲業者が、特定地域を經由して輸送するようにテロ組織から支払いを受けたことが示唆される。
- 物品が受理され、賄賂あるいは「便宜」のための支払いがこれら物品を通すために通関官吏に支払われた疑いがある。
- 第三者が過剰なあるいは極度に異常なリクエスト（例：大量で説明されない数量の製品注文）をする。
- 第三者が JM の定期的なインストールやトレーニング、メンテナンスを断る。
- 第三者が JM から購入する製品を、不明確な日付で納品、目的地以外へ納品、あるいは乙仲業者への納品を求める。